令和３年８月２６日

町立小・中学校保護者　様

伊奈町教育委員会教育長

夏季休業期間終了後の町立小・中学校の対応について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症については、全国的にデルタ株による新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。

そのような中で２学期を迎えますが、伊奈町におきましては県からの最新の通知の趣旨を踏まえ、夏季休業終了後の学校の教育活動等について、これまで以上の警戒感をもち、下記のように対応してまいります。

保護者の皆様には、何卒、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行います。

２学期の開始は、予定通り、８月２７日（金）です。

２　期間

緊急事態宣言期間終了まで

３　感染予防の徹底について

（１）健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底します。登校前に健康観察表に検温結果及び健康状態等を記入し、持たせてください。発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養をお願いします。同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えてください。

塾や習い事等での感染事例も多いことから、これらの施設において陽性者が確認された場合も、保健所による濃厚接触者等の確認がされるまでは登校を控えるようお願いします。

このように、各御家庭の御協力が不可欠ですので、どうぞよろしくお願いします。

（２）手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

手洗い及びマスクの正しい着用を徹底します。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。可能な限り、効果の高いマスクの着用をお願いします。

また、学校では、換気の徹底も行います。

（３）給食中の会話禁止

給食中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行います。

４　運動会、体育祭や修学旅行等の学校行事について

・児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う始業式等の学校行事を実施する場合は、校内放送や ICT を活用して行います。
・運動会や体育祭等については、感染状況や学校の様々な状況をもとに、実施等について学校で判断した上で、各家庭へ連絡をします。
・修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の皆様の理解を得た上で、中止または延期も含め、実施の可否を学校で判断します。

５　学習活動の取扱いについて

・授業実施の際には、換気を徹底しながら行うとともに、原則マスクを正しく着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
・各教科等において、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、行いません。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。 ①　各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 ②　音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ③　家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ④　体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 ⑤　理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ⑥　図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱います。

６　部活動の対応について

感染防止対策を徹底し、平日のみ、週２日以内、１日９０分以内で実施します。ただし、感染症対策を講じた上で、なお感染リスクが高い活動については、実施を見送ります。また、合同練習や練習試合等の校外活動や泊を伴う活動はしません。

公式の大会やコンクール等に出場する場合は、各学校の指示に従ってください。

７　やむを得ず学校に登校できない場合の ICT の活用等による学習指導

・やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないよう、ICT を活用したオンライン学習等を行うようにしてまいります。

・オンライン学習等の実施に伴い、パソコン等の情報機器が整わない御家庭においては、学習用端末の貸し出しを行います。端末の貸し出しについては、今後必要に応じて学校から通知が出されます。通知に沿った対応への御協力をお願いします。

８　進路に伴う学校説明会について

・事前に検温等の健康観察を行い、発熱等がある場合は参加を見送ってください。

・校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においてもマスクを着用してください。また、直行直帰を徹底してください。

・説明会を実施する学校の指示に従い、行動してください。

９　お子様の心のケアについて

・コロナ禍の中で、お子様が様々な不安やストレスを抱いていることが懸念されます。学校は児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、御家庭と連携して寄り添った対応をしてまいります。各御家庭でもお子様の様子を十分に把握していただき、必要に応じて学校や関係機関に御相談ください。

～相談窓口～

○　困ったときの相談窓口

https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html

○　埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijimehutoukousoudan/ijimehutoukokusoudanmadoguti.html

○　伊奈町教育センター　TEL721-6168 または 721-6161

○　各学校教育相談室

10　その他

・上記の対応をすることで進めてまいりますが、今後の状況によっては新たな対応もとっていく可能性があることを御承知おきください。

なお、「分散登校」を実施した場合の出欠の取扱いですが、授業のあるお子様については出欠、授業のないお子様については出席停止、となります。

・保護者の皆様から感染が不安で休ませたいと学校に相談があった場合、校長が判断し、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟に対応します。

・新型コロナウイルスに関連して、感染等の有無やワクチンの接種を受ける、または受けないことによる差別やいじめなどが起こらないようにするために、引き続き御理解、御指導をお願いします。

伊奈町教育委員会学校教育課
TEL：７２１－２１１１